

## 住民、支援者及び受任（候補）者に対するアンケート調査について

## 1 アンケート対象

## (1) 市民、町民

第8期介護保険計画・第6期障害福祉計画にあわせて調査済

## (2) 福祉関係支援者(4市町所在) 126か所

・地域包括支援センター 9か所

・居宅介護支援事業所 57か所

・計画相談事業所 15か所

・高齢者入所施設 39か所

・障害者入所施設 2か所

・社会福祉協議会(権利擁護部門) 4か所

## (3) 受任者(尾張北部、尾張西部、海部) 約600人

・弁護士(愛知県弁護士会アイズ所属) 200人

・司法書士(リーガルサポート所属) 250人

・社会福祉士(愛知県社会福祉士会ぱあとなあ所属) 150人

(人数は概数であり、各団体に依頼後正確な数字が判明する。)

## 2 調査期間

2020(令和2年)12月

## 3 調査方法

調査票を郵送する。回答については、郵送、ファックス又はホームページ回答フォームにより回答可とする。

## 4 アンケート調査の項目

対象者	項目
市民、町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の認知度</li> <li>・尾張北部権利擁護支援センターの認知度</li> </ul>
福祉関係支援者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の理解度</li> <li>・成年後見制度の利用促進にかかる法令等</li> <li>・成年後見制度の相談体制</li> <li>・尾張北部権利擁護支援センターの認知度</li> <li>・尾張北部権利擁護支援センターとの連携</li> <li>・成年後見制度の利用に関して困ったこと</li> <li>・成年後見人等との連携</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護に関する課題</li> <li>・尾張北部権利擁護支援センターに期待すること</li> <li>・自由意見</li> </ul>
受任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の受任件数</li> <li>・今後、当地区での受任可能件数</li> <li>・成年後見制度の受任に当たって検討すること</li> <li>・受任経験で困ったこと</li> <li>・困ったときの相談先</li> <li>・成年後見制度利用促進法・利用促進基本計画の認知度</li> <li>・チーム支援について</li> <li>・中核機関に期待すること</li> <li>・自由意見</li> </ul>

## 成年後見制度に関するアンケート(支援者向け)

職員の実情を踏まえて、責任者(管理者)が回答してください。

### 【プロフィール】

Q1 貴事業所は次のどれに該当しますか。

- ア) 地域包括支援センター
- イ) 居宅介護支援事業所
- ウ) 特別養護老人ホーム
- エ) 介護老人保健施設
- オ) 認知症高齢者グループホーム
- カ) 介護付有料老人ホーム
- キ) 障害者基幹相談支援センター
- ク) 特定相談支援事業所
- ケ) 障害者支援施設
- コ) 病院・診療所
- サ) 社会福祉協議会(権利擁護部門)

Q2 事業所所在地

- ア)小牧市
- イ)岩倉市
- ウ)大口町
- エ)扶桑町

### 【成年後見制度の理解】

Q3 成年後見制度について相談があった場合、貴事業所として利用者に制度の説明をすることができますか。

- ア) できる
- イ) 多少はできる
- ウ) できない

### 【成年後見制度利用促進にかかる法令等】

Q4 成年後見制度の利用促進について、法律や国の基本計画をどの程度ご存知ですか。

- ア) よく知っている(ひとに説明できる程度)
- イ) 知っている

- ウ) あまり知らない(法律や基本計画があることを知っている程度)
- エ) 全く知らない

Q5 成年後見制度利用促進計画(国の基本計画)における「権利擁護支援のための地域連携ネットワーク」はご存知ですか。

- ア) よく知っている(ひとに説明できる程度)
- イ) 知っている
- ウ) あまり知らない(あることを知っている程度)
- エ) 全く知らない

【チーム支援について】

Q6 成年後見制度利用促進計画では、チーム支援ということがいわれています。被後見人等をチームで支援していくことについてどう考えますか。

- ア) 積極的にチーム支援を進めていくべきだ
- イ) 必ずしもチーム支援が望ましいとは考えていない
- ウ) よくわからない

【成年後見制度の相談体制】

Q7 成年後見制度について、貴事業所は、利用者からの一次相談機関であると考えていますか。

- ア) その認識はない。
- イ) そうありがたいが、現状、一次相談を受けるだけの成年後見制度についての知識が職員にない。
- ウ) 一次相談機関であると認識し、その役割を担っている。
- オ) その他( )

【尾張北部権利擁護支援センターの認知度】

Q8 当地区では、4市町が共同で成年後見制度の利用支援を行う機関として尾張北部権利擁護支援センターを設置していますが、御存知ですか。

- ア) よく知っている(存在も役割も承知している)
- イ) 名前は聞いたことがある(あることは知っているが役割は知らない)
- ウ) 知らなかった

【尾張北部権利擁護支援センターとの連携】

Q9 貴事業所職員は、尾張北部権利擁護支援センターの研修を受講されたことがありますか。(尾張北部権利擁護支援センターでは、毎年、権利擁護講演会、行政職

員・福祉職のための成年後見制度研修会、権利擁護支援者養成研修、住民のための成年後見制度学習会等の研修会を開催しています。)

ア)受講したことがある

イ)これまで受講したことがない

Q10 これまでに貴事業所の利用者に関連して、尾張北部権利擁護支援センターと相談したり、同じ会議に参加したりしたことはありますか。

ア)ある

イ)これまで関わりはない

Q11 貴事業所では、認知症などで成年後見制度の利用が必要と考えられた方について、一般的にどのような対応をとりますか。対応方法として最も近いものひとつを選んでください。

ア)貴事業所にて、成年後見制度を紹介する

イ)行政窓口を紹介する

ウ)尾張北部権利擁護支援センターを紹介する

エ)事業所の要対応ケースとして、行政の窓口とつながって対応する

オ)事業所の要対応ケースとして権利擁護支援センターとつながって対応する

カ)上記のような対応はとらない、又は、制度利用が必要な方に具体的に対応したことがない。

【成年後見制度の利用に関して困ったことなど】

Q12 必要な方に、成年後見の申立の支援を行うにあたり、どのような点で苦労したことがありますか。(複数回答可)

ア)申立に関わったことがない。

イ)成年後見制度の知識が十分な職員がいなかったため苦労した。

ウ)誰に申立を行ってもらうのか悩んだ。

エ)本人や親族に、成年後見制度の必要性について理解してもらうのに苦労した。

オ)申立資料の書類が煩雑で、本人や親族ではできず、苦労した。

カ)市町村長申立をするのに苦労した。

キ)誰を成年後見人等候補者とすればよいのか分からず、苦労した。

ク)診断書を作成する医師へ、本人の生活状況がうまく伝えられず、苦労した。

ケ)親族が非協力的又はトラブルがあり、支援を行うのに苦労した。

コ)相談や申請機関などがよく分からない。

サ)その他(具体的に )

Q13 成年後見の申立をしない又はためらう理由はどのようなことがありますか。  
(複数回答可)

- ア) 対象となる方を担当したことがない。
- イ) 成年後見制度の知識が十分でないため、本人にとって成年後見制度の利用が適切かどうか判断できない。
- ウ) 後見人(保佐人、補助人を含む。以下、同じ。)が選任されるまで時間がかかる。
- エ) 誰が後見人になるか分からないことに不安がある。
- オ) 後見人が本人の意思や希望を反映した支援をしてくれるか不安がある。
- カ) 後見人は一度選任されたら、判断能力が回復しない限り、本人が亡くなるまで続く。
- キ) 後見報酬の支払いが、本人への負担になる。
- ク) 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業(金銭管理・財産保全)で、対応できる。
- ケ) いわゆる「身元保証団体」を紹介することで、対応している。
- コ) その他(具体的に )

【成年後見人等との連携】

Q14 貴事業所の利用者について、後見人と一緒に支援ができて良かったことは  
どういうことですか。(複数回答可)

- ア) 安心して契約ができた。
- イ) 利用料などの滞納の心配がない。
- ウ) 債務整理や遺産分割協議をすることができ、本人の生活が安定した。
- エ) 悪徳商法や親族等からの権利侵害から守ることができた。
- オ) 本人の支援について相談できる。
- カ) 本人の意思を尊重したサービス利用等の提案があった。
- キ) 入院など、緊急時の対応をしてくれる。
- ク) 亡くなった後の相談ができる。
- ケ) その他(具体的に )

Q15 後見人と一緒に支援をして困ったことはどういうことですか。(複数回答可)

- ア) 連絡が取れない。
- イ) 本人に会いに来ない。
- ウ) 支援の方針決定について、本人や他の支援者の意見が反映されない。
- エ) 申立理由とした課題が、なかなか解決しない。

- オ)財産の管理以外は福祉関係者に委ねられ、関心がない。
- カ)後見人の仕事ではないと断られることがある。
- キ)どこまで、何をお願いできるのかが、分からない。
- ク)後見人の活動に疑問があるが、相談先が分からない。
- ケ)その他(具体的に )

**【権利擁護に関する課題】**

Q16 その他権利擁護に関して、普段の支援の中でどのようなことで困っていますか(複数回答可)

- ア)法定後見の対象でない判断能力のある方で、身寄りがない方などに任意後見制度を案内したいが、制度の内容が分からない。
- イ)親族後見人からの相談を受けるが答えられない。
- ウ)意思決定支援がうまくできない。
- エ)成年後見人等が選任されるまでや、権利擁護センターの契約締結までの期間、どこまで支援すべきか悩む。
- オ)権利擁護の課題に関する支援の必要性が判断できない。(アセスメントができない。どの支援を使えばよいか分からない。)
- カ)本人の判断能力に問題はないが、身寄りのないことを理由に、病院や施設から身元保証人を求められる。
- キ)その他(具体的に )

**【尾張北部権利擁護支援センターに期待すること】**

Q17 令和2年4月から国の成年後見制度利用促進基本計画にある中核機関として、尾張北部権利擁護支援センターが位置づけられました。今後、尾張北部権利擁護支援センターに期待することは何ですか(複数回答可)

- ア)成年後見制度に関する市民、町民への啓発
- イ)事業所職員・行政職員への研修
- ウ)他職種の連携に資する研修
- エ)申立てにかかる支援
- オ)後見人との連携支援(チーム支援)
- カ)後見人支援
- キ)市民後見人の養成事業
- ク)法人受任の拡充
- ケ)任意後見受任など認知症でない高齢者への安心事業
- コ)未成年後見の受任
- サ)その他(具体的に )

Q18 その他、成年後見制度の利用促進に関して、ご意見を自由に書いてください。



## 成年後見制度に関するアンケート(受任者向け)

### 【プロフィール】

Q1 あなたの所属はどちらですか。

- ア)弁護士会
- イ)司法書士会
- ウ)社会福祉士会

Q2 あなたの事務所の所在地は(又は住所)どこですか。

### 【受任状況】

Q3 成年後見人等(法定後見)として、令和2年11月末現在、受任件数は何件ですか。

Q4 Q3のうち、小牧市・岩倉市・大口町・扶桑町に居住されている方は何件ですか。

### 【尾張北部圏域での受任の可能性について】

Q5 今、小牧市・岩倉市・大口町・扶桑町の4市町の住民についての、受任の調整があったときに、受任可能な人数は何人ですか。

- ア) 0人
- イ) 1人
- ウ) 2人
- エ) 3人
- オ) その他(      人)

### 【受任の困難な場合】

Q6 これまでに受任が困難と思われた場合の理由はどのようなことですか。(複数回答可)

- ア)既に複数受任しており、これ以上受任できない。
- イ)報酬が見込めない。
- ウ)本人の財産管理上の課題が多く、一人では対応しきれない。
- エ)本人の身上監護上の課題が多く、一人では対応しきれない。
- オ)親族間に複雑なトラブルを抱えており、一人では対応しきれない。
- カ)支援者間で対立があり、どの支援者と連携すればよいか分からない。
- キ)施設入所者に比べ、在宅の場合、負担が多い。

- ク)知的障害者、精神障害者については経験・見識がない。
- ケ)その他(具体的に )
- コ)受任が困難なケースはない

Q7 後見業務を行う上で、難しいと感じることはどのようなことですか。(複数回答可)

- ア)他の業務で忙しく、家族や支援者との話し合いに参加する時間が持てない。
- イ)支援者と意見が合わず、支援方針を共有することができない。
- ウ)後見人の業務の範囲を超えた役割を期待され、対応できない。
- エ)専門分野でない課題(法律職にとっての福祉課題、福祉職にとっての法律課題)への対応が難しい。
- オ)連携先が分からない。
- カ)本人の意思を確認するのが難しい。
- キ)本人との信頼関係を構築するのが難しい。
- ク)難しいと感じることはない。
- ケ)その他(具体的に )

Q8 後見業務を行う上で困った時の相談先はどこですか。(複数回答可)

- ア)所属団体の成年後見制度相談窓口
- イ)家庭裁判所
- ウ)尾張北部権利擁護支援センターなどの中核機関あるいは後見支援機関
- エ)他の専門職後見人団体
- オ)相談したことがない
- カ)その他(具体的に )

【成年後見制度利用促進にかかる法令等】

Q9 成年後見制度の利用促進について、法律や国の基本計画をどの程度ご存知ですか。

- ア)よく知っている(ひとに説明できる程度)
- イ)知っている
- ウ)あまり知らない(あることを知っている程度)
- エ)全く知らない

Q10 国の成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援のための地域連携ネットワーク」はご存知ですか。

- ア)よく知っている(ひとに説明できる程度)

- イ)知っている
- ウ)あまり知らない(あることを知っている程度)
- エ)全く知らない

【チーム支援について】

Q11 成年後見制度利用促進計画では、チーム支援ということがいわれています。被後見人をチームで支援していくことについてどう考えますか。

- ア)積極的にチーム支援を進めていくべきだ
- イ)必ずしもチーム支援が望ましいとは考えていない
- ウ)わからない

Q12 どのような支援者と連携していますか。(複数回答可)

- ア)親族
  - イ)地域包括支援センター
  - ウ)ケアマネジャー
  - エ)介護サービス事業所
  - オ)入所施設
  - カ)病院
  - キ)民生委員
  - ク)行政
  - ケ)尾張北部権利擁護支援センターなどの中核機関あるいは後見支援機関
  - コ)連携していない
  - サ)その他(具体的に )

Q13 どのように連携していますか。(複数回答可)

- ア)ケース会議に参加している。
- イ)ケアマネジャーやサービス事業所と連絡を取り、サービス内容について相談している。
- ウ)親族に対し、定期的に本人や財産管理などの状況を報告している。
- エ)自治会などの地域の話し合いの場に参加している。
- オ)本人の状態に変化があった場合、対応について一緒に考える。
- カ)その他(具体的に )

【中核機関、後見支援機関に期待すること】

Q14 令和2年4月から国の成年後見制度利用促進基本計画にある中核機関として位置づけられた権利擁護支援センター等に期待することは何ですか(複数回答)

可)

ア)成年後見制度に関する市民、町民への啓発

イ)事業所職員・行政職員への研修

ウ)他職種の連携に資する研修

エ)申立てにかかる支援

オ)後見人との連携支援(チーム支援)

カ)後見人支援(自分の専門でないところへの支援)

キ)市民後見人の養成事業

ク)法人受任の拡充

ケ)任意後見受任など認知症でない高齢者への安心事業

コ)未成年後見の受任

サ)その他(具体的に

)

Q15 その他、成年後見制度の利用促進に関係して、ご意見を自由に書いてください。

--